鳥取県公報

令和７年８月22日（金）
号外第８３号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **条　　例**　鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（39）（住宅政策課）・・・・・3

◇ **規　　則**　鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則
（34）（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する
規則（35）（鳥獣対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

━━━━公布された条例のあらまし━━━━

◇鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

災害救助法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

２　条例の概要

（１）　被災者住宅再建等支援金の交付対象となる事業について定めた規定中引用する災害救助法の条項を改める。

（２）　施行期日は、公布の日とする。

═══公布された規則のあらまし═══

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

１　規則の改正理由

大気汚染防止法施行規則等の一部が改正され、特定工作物等の解体等工事の元請業者等が行う事前調査について、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者が行うこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　特定工作物等の解体等工事の元請業者等が行う事前調査は大気汚染防止法施行規則に定めるところによるものとし、その他の工作物の解体等工事の元請業者等が行う事前調査は建築士、建築施工管理の技術検定に合格した者等が行うものとする。

（２）　施行期日は、令和８年１月１日とする。

◇鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

１　規則の改正理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　猟区管理規程変更等認可申請書について定めた規定及び特別保護地区内において許可を要しない行為を定めた規定中引用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の条項を改める。

（２）　施行期日は、令和７年９月１日とする。

条　　例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年８月22日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県条例第39号

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後

別表（第３条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
（８） 一部損壊世帯の居宅の補修	２年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有　者（知事が別に定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第７号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
略				

備考　略

改　正　前

別表（第３条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
（８） 一部損壊世帯の居宅の補修	２年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有　者（知事が別に定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第６号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
略				

備考　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

規　　則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月22日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第34号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事前調査） 第６条の２　条例第６条の２の規定による調査（以下この条及び次条において「調査」という。）は、次に掲げる者（大気汚染防止法施行規則第16条の５第２号に規定する調査にあっては、同号本文に規定する者）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。 （１）～（６）　略 ２～４　略	（事前調査） 第６条の２　条例第６条の２の規定による調査（以下この条及び次条において「調査」という。）は、次に掲げる者（建築物に係る調査にあっては、大気汚染防止法施行規則第16条の５第２号本文に規定する者）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。 （１）～（６）　略 ２～４　略

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。

鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月22日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第35号

鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（猟区管理規程変更等認可申請書） 第22条　政令第７条の申請書は、様式第19号によるものとする。 別表（第11条関係） １～３　略 ４　政令第３条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～ワ　略	（猟区管理規程変更等認可申請書） 第22条　政令第４条の申請書は、様式第19号によるものとする。 別表（第11条関係） １～３　略 ４　政令第２条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～ワ　略

附　則

この規則は、令和７年９月１日から施行する。